

(17) 奈良県内大学間単位互換協定書

奈良県内の下記大学は、各大学の規則に定めるところにより、各大学の学生が、相互に、他の大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

協定参加大学：帝塚山大学 天理大学 奈良大学 奈良教育大学 奈良県立大学
奈良県立医科大学 奈良産業大学 奈良女子大学

(派遣及び受入れ)

第1条 各大学は、授業科目の履修及び単位の修得を希望する学生を相互に派遣し、受入れることができる。

(学生の身分)

第2条 この協定による受入学生の身分は、「特別聴講学生（奈良県立大学及び奈良産業大学にあっては特別科目等履修学生。以下同じ。）」とする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第3条 履修できる授業科目の範囲及び単位数は、別に定める。

(学生数)

第4条 各大学の受入学生数は、別に定める。

(履修期間)

第5条 履修期間は、1年以内とし、当該年度をこえないものとする。

(履修方法及び単位の認定等)

第6条 受入大学は、受入学生の履修方法、単位の認定等について、当該大学の学生の場合と同様に取扱う。

(成績評価の通知)

第7条 受入大学は、受入学生の修得単位及び成績を派遣大学に通知する。

(授業料等)

第8条 検定料、入学料、授業料等は、受入大学において免除する。ただし、実習等に係る経費は、この限りではない。

(受入手続)

第9条 学生の受入手続は、次のとおりとする。

- (1) 派遣大学は、出願者を取りまとめ受入大学に申請する。
- (2) 受入大学は、受入学生を決定し、派遣大学に受入許可を通知する。
- (3) 派遣大学は、出願者に結果を通知する。

(資格の取消等)

第10条 受入大学は、受入学生が当該大学の学則その他の諸規程に違反したとき又は修学状況が悪いときは、派遣大学と協議のうえその身分を取消することが

できる。

2 派遣大学は、派遣学生に対して休学、退学等の許可等を行ったときは、速やかに受入大学に通知する。

(有効期間)

第 1 1 条 この協定の有効期間は、平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの 2 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 3 0 日前までに、協定参加大学のいずれからも改訂の申し入れがない場合は、更に 1 年間更新するものとし、その後も同様に取り扱う。

2 本協定の改廃については、その 6 月前までに協定参加大学間で協議のうえこれを決定する。

(その他)

第 1 2 条 本協定書に定めのない事項及び解釈に疑義の生じた事項については、その都度協定参加大学間で協議のうえこれを決定する。

この協定を証するため、本協定書を 8 部作成し、協定参加各大学がそれぞれ 1 部を保有する。

平成 20 年 3 月 10 日

帝塚山大学長

天理大学長

奈良大学長

奈良教育大学長

奈良県立大学長

奈良県立医科大学長

奈良産業大学長

奈良女子大学長